

## 中小企業と地域金融機関との連携強化について

中小企業庁長官 高原 一郎

日頃より中小企業政策に御協力を賜り、感謝申し上げます。  
また、東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

今般の東日本大震災では、直接被害を受けた中小企業だけでなく、間接的な影響を受けた中小企業も含め、多くの中小企業が非常に厳しい環境の中で、事業の維持・再建のために懸命の努力をされています。

中小企業庁では、こうした中小企業の資金繰りを支援すべく、これまで災害復旧貸付や災害関係保証等の措置を講じてまいりましたが、資金繰り対策をさらに万全なものとするため、既存の施策を大胆に拡充した金融支援策を創設するなど、引き続き力強く支援していくこととしております。

震災の影響を受けた中小企業の皆様には、こうした資金繰り支援策をご活用いただきたいと思います。加えて、民間金融機関との取引も円滑に進めることが重要と考えられます。特に、中小企業とその主な取引先となる地域金融機関においては、日頃から関係を密にし、連携を図っているところではありますが、現在の中小企業が置かれている極めて厳しい状況に鑑み、地域金融機関が、必要に応じて外部専門家、外部機関等と連携をとりつつ、中小企業のニーズに十分に配慮したコンサルティング機能を発揮することが、より強く期待される場所です。

金融庁ではこれまでも、地域金融機関が目指すべきビジネスモデルとして、地域に根ざし、地域の中小企業とともに支え合いながら発展していく「地域密着型金融」を推進してきており、今般、これを更に促進する観点から、その課題や改善の方向性を整理し、5月16日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正しました。

新しい監督指針は、地域金融機関に対し、中小企業に対するコンサルティング機能の発揮、地域の面的再生に向けた取組みへの積極的な参画、地域や利用者に対する積極的な情報発信を求める内容となっております。また、特に地域金融機関が中小企業に対して発揮すべきコンサルティング機能として、①中小企業との日常的・継続的な関係強化を通じて経営の目標や課題の把握・分析を行うこと、②中小企業の発展段階や事業の持続可能性の程度等に応じて最適なソリューションを提案すること、③中小企業や外部の専門家等と協働して提案を実行するほかその進捗状況を適切に管理すること、が具体的に提示されています。

こうした地域密着型金融の取組みが進むことにより、中小企業にとっては事業拡大や経営改善に向けた金融機関のコンサルティング機能の提供を受けられるほか、長期的・安定的な資金調達環境の確保が期待されます。また、金融機

関にとっても、中小企業の事業拡大や経営改善が着実に図られることなどにより、自らの収益力や財務の健全性の向上が期待されます。

一方で、地域の中小企業と金融機関がともに発展していくためには、当然のことながら、中小企業の経営者自身が主体的に経営課題の解決に向けて取り組むことが必要です。また、金融機関のコンサルティング機能を最大限活用し、長期的・安定的な取引関係を維持するためには、金融機関への説明能力を高め、信頼関係を築き合う努力が求められます。さらに、経営課題の解決に取り組むための経営資源が不足している場合や、事業再生など経営改善に高度な対応を必要とする場合には、外部の専門家や外部機関等と連携することによって経営課題を解決していくことも有効な選択肢となります。

こうした中小企業の取組は、通常の事業環境のみならず、震災後の厳しい環境の中にあっても、今後の復興や新たな成長に向けて、様々な支援機能を総合的に活用しながら自らの経営力を強化していくために、必要なものと考えられます。

中小企業庁といたしましては、東日本大震災の影響を受けた中小企業の復旧・復興支援策のみならず、地域の中小企業と金融機関双方の継続的な取組みを促進するため、中小企業の実態に則した新たな会計のあり方、事業支援を担う人材の育成・確保等の具体的な政策を検討・構築するとともに、経済産業局と一体となり、金融庁、財務局との中央・地方両レベルの連携強化や中小企業支援施策の活用を図ってまいりたいと考えております。

貴所（会）におかれましては、こうした政府の取組に御理解を賜るとともに、傘下の団体、中小企業の皆様に対して本件について十分に周知していただきますようお願い申し上げます。